E.P

移住研究 No.13 抜刷

ブラジル農業開発について

白　石　健　次

1977. 3

国際協力事業団
（移住部門）

JICA
703
81
EP
LIBRARY

国際協力事業団		
受入月日	'84. 8. 20	703
		81
登録No.	13205	EP

ブラジル農業開発について

白石健次

1. はしがき
2. ブラジル農業開発の構想
3. 対象地域
4. 開発の仕組み
5. 開発会社の機能
6. 生産事業
7. 関連事業
8. 移住と農業開発
9. むすび

1. はしがき

昭和49年（1974年）9月17日，田中前総理はブラジル国を訪問し，ガイゼル大統領と両国の経済提携について話合ったが，その際，農業開発の分野でも，両国が協力することが合意された。

その後，これが実現の為に，数次の調査団が伯国に派遣され，現地調査や諸打合せが行われ，約2年を経た今日，ほぼ実施方法も固まり，今年12月から来年1月にかけて，実施機関の設立が目論まれるに至っている。

さて，このプロジェクトと移住の関係については，早くから種々議論されているが，目的はあくまで農業開発であり，生産段階の一部に入植者が関与することから，移住事業とやや混同された点もあるように見受けられるので，この際，当プロジェクトの全貌を明らかにすると共に，移住との関係も鮮明にしておきたいと考える。

2. ブラジル農業開発の構想

当農業開発事業は，ブラジルの官民資本と日本の官民資本が提携して，土地の開発，農産物の生産，企業化，商品化等を実施し，その生産物をまずブラジル国内の需要に供すると共に，その一部を輸出に振り向け，両国の利益を増進することが目的とされている。

ブラジル国は，この事業に極めて意欲的である。と言うのは，ブラジル国は工業化により急速に経済大国に成長しつつあるものの，同国の輸出に占める農産物の比率は，1974年においても，いぜん59％を占めており，外貨を稼ぐ手段としては，農産物を増産輸出する方途が，工業製品の輸出に比して，未だ手取り早いからである。

一方日本にとっても，米以外の穀類を海外に依存する度合いが非常に大きいことから，その供給源を多角化しておくことは，数年前の大豆ショックに鑑み，安全弁として有効であると考えるからである。

これらの理由で日伯両国の農業開発構想は，それぞれ，相手国に益するところが大きく，意義深いものがあると考えられるのである。

3. 対象地域

ブラジルの農業は，今日まで主として，周知のように，テーラロシアと言う優良土壌帯で行われて来たのであるが，如何に広大なブラジルと言えども，その優良土壌帯は，ほとんど開発し尽され，今後の開発対象地域は，低湿地であるとか，セラ

JICA LIBRARY
1025341[7]

ードの如き酸性の強い土地で，やや条件の悪い処を対象にせざるを得ない状況に立至っているのである。

従って，ブラジルではブラジル国自体で，既に，リベイラ河低湿地開発とか，ポロセントロ計画と称するセラード地帯の開発に手を染めているのであり，今般の日伯協力による農業開発がセラード地帯に決ったのも，当然の帰結と言ってよい。又，最初に協力事業で着手する地域が，ミナスゼライス州の三角ミナス，アルトパラナイーバ，パラカツ等の地方に，候補地を求めることとなっているのは，これらの地方では，既にセラードの開発事例が数多く存在しており，インフラストラクチャーの整備も，比較的進んでいることが理由と思われる。

4. 開発の仕組み

日伯双方にそれぞれ，官民出資による投資会社を作り，この投資会社が再投資して，ブラジル国内に日伯農業開発会社を設立する。日本側官の出資は，国際協力事業団より行う。別途，国際協力事業団は市中銀行と協調して，日伯農業開発会社（以下開発会社という）に融資を行う。この融資金は，伯国中央銀行に登録され，金融代行機関（ミナスゼライス開発銀行予定）の特別口座に積立てられる。

伯側の融資金は直接金融代行機関に送り込まれるが，この事業に使用する部分は金融代行機関内で判然と区分される。

開発会社への投資部分は，日伯の割合は 49 対 51 で，伯側にマジョリティを与える。

融資部分は完全折半である。開発会社への投融資総額は，最初の試験的事業において，131億3千万円である。

実際の生産は，開発会社の傘下で，入植企業と入植者が行い，開発会社はこれらに対し，投融資その他の手段により援助する立場をとるものである。最初に着手する5万haを，試験的事業と称しているが，この試験的事業では，10,000haの入植企業が2社と，1戸当り500haの入植者40戸を考え，10,000haの残地は，開発会社が直接保有して，その中で，3,000haの試験農場を経営することを考えている。試験的事業に参加する入植企業は，1社当り10億円の自己資金，又，入植者は1戸当り約1千万円の自己資金を準備しなければならないこととなっている。

開発の仕組みについては次のチャート図1を参照いただきたい。

5. 開発会社の機能

前述の如く，開発会社は，生産者の援助機関として存在するわけであるが，その機能につき詳述すると，

(1) 調査，計画作成と調整
(2) 投融資及びそのコントロール
(3) 試験農場の設置，運営
(4) 債務保証
(5) 生産部門各プロジェクトの審査承認
(6) 生産部門から販売部門への価格のコントロール
(7) 技術指導（別途に行われる研究協力の成果の普及等）

となっている。

全体を通じ，開発会社の特色は，出来る限り自ら手を下す業務を少なくし，既存の現地機関を有効に活用しつつ，生産者を援助することにあり，融資業務等も実務面は，現地金融機関に代行せしめる等の方法をとり，技術指導面についても，CAMIG（ミナス農業公社：生産資材の供給，農地の受託開墾），CASEMG（ミナス倉庫公社：生産物貯蔵），EPAMG（ミナス農畜産試験公社：試験研究の促進，実施，監督），ACAR（農業融資技術援助公社：技術審査），INDI（ミナス産業開発公社）等を活用して，生産者との間で中介の労をとり，貢献することとしている。

6. 生産事業

セラードというのは，土壌の特性，地貌の特性も含めた総称であって，主としてブラジル中央部に分布する酸性の強い土壌の疎林帯のことである。地理学上の分類でいうサヴァンナである。その利点としては，日照，温度（平均21.3°C，最低平均16.2°C，最高平均27.2°C）に恵まれ，降霜，降雹がなく，又地形は平坦で，機械農業に適し，地域内に土壌の不良部分（酸性，燐酸欠亡）を改良—

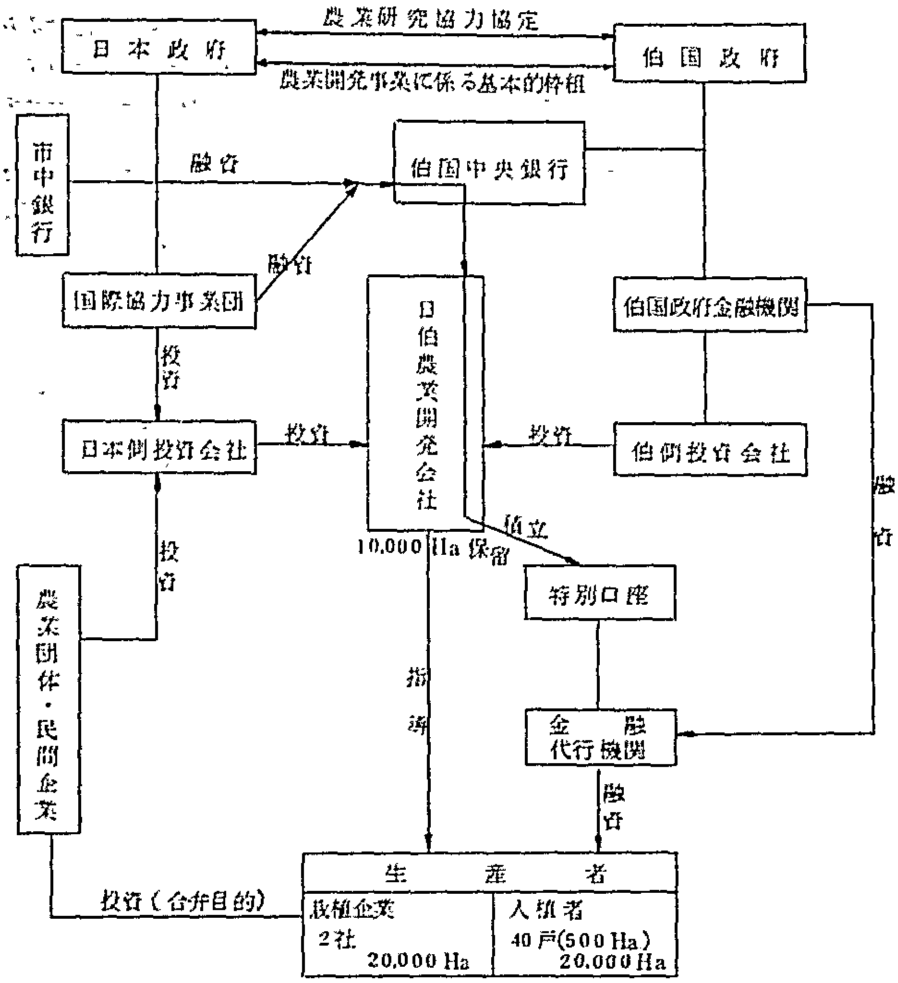

図1. 開発の仕組みチャート

する改良剤（石灰，燐鉱石）を豊富に埋蔵することである。一方，欠点としては，土壌の酸性が強く，そのままでは利用できないことと，降水量は年雨量で1,000粍以上であるが，4月～9月間に降水がほとんどなく，裏作が困難であること，河川に恵まれず，灌漑の可能性が少なく，社会的に開発が遅れているので，農業労力が不足する事等があげられる。

しかし，土壌改良を行えば，充分農用地として使えることは，これまでの開発事例から明らかであり，前述の如くテーラロシア地帯が開発し尽された事情もあり，近年特に注目されることとなったものである。

土壌改良さえ行えば，何でも出来るけれども，日伯協力の目的から言って，当協力事業では，やはり日本で不足している穀類を主として作ることが妥当であり，これに若干の経営安定，その他の目的の作目を抱き合せる方針としているのである。従って，試験的事業における生産者の生産作目は，主作として，大豆，トウモロコシ，ソルゴ，小麦等の穀類，経営安定作目として，コーヒー，環境整備作目としてユーカリが考えられている。特に昨年の大霜害で，パラナ州のコーヒー生産地が，損害を蒙ったことにより，今後はミナスゼライス

州を中心とするセラード地帯のコーヒーが，ユニークな存在になることが注目されている。

又，穀類の単位面積当り収量も，土壌改良さえ行えば，決してテーラロシア土壌に比べ劣るものでなく，大豆でha当り2.4トン，小麦で1.6トン，トウモロコシで3トンはさほど困難なものでないことは，これまでの事例で明らかになっている。

7. 関連事業

最初の5万haの試験的事業では，農業生産事業のみに限っているけれども，将来段々，規模が拡大されれば，貯蔵，流通，加工は勿論，生産資材の供給も，それ自身が量的に大きくなって，一つの別個事業として考慮しなければならないようになって来ることは明らかである。従って，開発会社は将来，これら関連事業面についても，援助して，事業全体が円滑に進行するようなことを考慮している。

8. 移住と農業開発

前述の如く，この農業開発には，入植方式による開発を伴っているので，自営開拓農による入植者が開発に従事することとなる。

今のところこれらの候補者としては，ブラジル南部地方で，農業的には成功しながら，土地が狭く，自らの経営拡大とか，二，三男の独立に行き悩んでいる者があるので，これらの人々が対象に考えられている。

日本からの移住者が直接，セラード開発地域に入植することは，例え資本装備は充分あるとしても，

1）大規模機械農法に不馴れであること。
2）栽培作物も日本の経験では不馴れのものが多いこと。
3）外国人土地取得制限法の関係で，土地取得の手続きが繁鎖であること。

等の理由で，かなり困難であることが予想される。

従って，日本からの移住者は，南部ブラジルにおける二，三男独立後の農家に，管理能力ある雇用労働者として補充され，そこで，ブラジル農業及びポルトガル語を，研修の上独立する方法とか，又はセラード開発地区において，入植農家に雇用農として入り，前記同様の研修の上独立する方法とかが考えられる。

独立して，開発地域の自営農になるには，約1千万円の自己資金が必要であるから，親元からの送金は勿論，現事業団の移住部門の融資枠も従来のものよりは，かなり拡大しなければ対応出来ないこととなる。

しかし，次善の策としては一区画500haの経営に，4～5人の青年が，生産会社組織等をもって，最初協同で従事して，状況に応じ，逐次個々に独立してゆく方法等も考えられてよいと思う。

以上の如く，移住と農業開発は目下のところ，直接的に結び付けて考えられてないけれども，二次的なつながりは当然考えられることであり，当農業開発の1戸当り規模が，従来の移住ベースでは考えられない程の大規模であることから，これが一つの刺激となって，青年に夢を与え，移住が促進されることはあり得ると思う。

9. むすび

ブラジル農業開発は，先般，ガイセル大統領の訪日の時にR.D(RECORD OF DISCUSSION)が調印され，冒頭で申し述べた如く実施に入り，今後，投資会社の設立，開発会社の設立，具体的開発地の選定，等が行われることとなるが，南米での事業であり，実施に当っては，経験豊富な移住部門職員の応援は不可欠のものであろう。

移住は，我が国民の幸福追求を第一義とするが結果は国際協力につながり，国際協力は，発展途上国援助，即ち国際協力そのものを第一義とするが，結果は，貿易等を通じ，我が国の利益にもつながる，ということで，それぞれ目的，結果が往復異なった事業であるけれども，共通点は海外事業という点であり，貴重な海外経験は，相互に活かされ，国際事業としてそれぞれを成功させねばならないと考える。